

耕作放棄地の再生・利用を応援します！

★荒れた農地を再生しよう

○まずは草刈りから始めよう

【再生作業】刈払・抜根・耕起・整地など

荒れ具合に応じ
30,000円または50,000円/10a
荒廃が進み重機などが必要な場合は、
補助率1/2
(取組1年目)

○次は土づくりをしよう

【土壌改良】たい肥投入・緑肥栽培など

必要に応じ最大2年間
25,000円/10a/年
(取組1年目または2年目から開始)

★作付けを始めよう

○再生した水田で

大豆・麦・飼料作物 35,000円/10a

米粉・飼料用米 55,000円/10a

※水田等有効活用促進交付金(平成21年度実績)

○左記以外の作物を
作付けする場合

営農定着 25,000円/10a
(作付け1年目)

米粉や飼料米を作っても
支援が受けられるんだ！
そばや菜種で地域
おこしをしよう。



★販売に取り組もう

農産物を
直売所で
販売しよう



直売所
貯蔵・加工施設
などの整備
補助率1/2

★周りの施設を整備しよう



水路・溜池や農道
鳥獣被害防止施設の整備
補助率1/2

標準小作料制度が廃止されます！

これまで、農業委員会で定めていた標準小作料が廃止されます。

標準小作料に代わり、地域の賃借料の目安になるものを農業委員会が調査し、情報を提供します。

【例えば・・・】

大字ごとの最高額、最低額、平均額を算出して、広報誌、インターネットなどを活用して情報提供していきます。

農業委員会だより

農業委員会事務局【☎028(677)6047】

農地制度が変わります！

○平成21年6月24日、「農地法等の一部を改正する法律」が公布されました。

21年中には「農地の利用に関する責務規定」を設けた改正農地法などが施行され、新たな農地制度がスタートします。

○新たな農地制度は、①これ以上の農地の減少を食い止め、農地を確保するとともに②農地の貸借をやりやすくして、農地を最大限利用することをねらいとしています。

改正のポイントは…

農地を貸したいんだけど…

農地の貸借規制が
緩和されます！

○農地を利用できる者の範囲が拡大されます。
(一定の要件を満たす必要があります)

農地の借り受け者の範囲

(改正前)

(改正後に追加)

農作業 常時 従業者	農業 生産法人	+	農作業 常時従業者 以外の個人	農業生産 法人以外の 法人
------------------	------------	---	-----------------------	---------------------

○市町村などが農地所有者から委任を受け、代理して担い手に貸付などを行う事業が新設されます。



耕作しないでいると…

遊休農地に対する指導が
強化されます！

○すべての遊休農地が指導の対象となります。
○農業委員会が、年1回農地の利用状況を調査します。
○遊休農地の所有者などに対しては、農業委員会が指導・勧告などを行います。



許可なく転用してしまうと…

違反転用に対する罰則が
強化されます！

○違反転用などに対する処分・罰則が強化されます。

○都道府県知事などによる行政代執行制度が創設されます。



事項	現行	改正
①違反転用	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は300万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)
②違反転用における現状回復命令違反	6ヵ月以下の懲役または30万円以下の罰金(法人は30万円以下の罰金)	3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下の罰金)

農地を相続する場合は…

農業委員会への届出が
必要になります！

○相続などによって農地を取得した人は、農地のある農業委員会への届出が必要になります。

○届出をしなかったり、虚偽の届出をすると、10万円以下の過料に処せられることになります。

○耕作できない場合などは、農業委員会から貸し借りなどのあっせんを受けることができます。



※詳しくは農業委員会へお問い合わせください